

所在不明株主の株式売却について

2021年10月26日
関西電力株式会社

当社は、株式事務の合理化を目的として、会社法第197条第1項に規定する株式（所在不明株主^{※1}の株式）を売却させていただくこととしましたので、下記のとおりお知らせします。

※1：所在不明株主とは、株主名簿に記録された住所または通知先に宛てて発した通知または催告が5年以上継続して到着しておらず、かつ、継続して5年間剰余金の配当を受領していない株主さまをいいます。

記

1. ご所有の株式を売却させていただく株主さまの一覧

ご所有の株式を売却させていただく株主さまの株主番号、氏名または名称、株主名簿上の住所および所有株式数については、会社法第198条の規定に基づき、2021年11月12日付で電子公告により公告しますので、以下の当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.keppco.co.jp/ir/bond/ept/index.html>

2. 今後のスケジュール

2021年11月12日	所在不明株主の株式売却に関する異議申述 公告および催告
2022年 2月14日	所在不明株主からの異議申述期限
2022年 2月15日以降	所在不明株主の株式売却 ^{※2}

※2：所在不明株主の株式につきましては、会社法第197条第3項の規定に基づき、当社が自己株式として買い取ることを予定しています。

以上